

第32回水資源機構契約監視委員会 審議概要

NO.1

開催日及び場所	平成28年3月1日(火) 本社会議室	
委員	西谷隆亘(大学名誉教授)、篠原焄夫(弁護士)、毛利栄征(大学教授)、山梨恵子(水資源機構監事)	
審議対象	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成27年度契約における1者応札の状況について 2. 平成27年度第3四半期における1者応札・1者応募に関する点検について 3. 平成27年度第3四半期における随意契約に関する点検について 	
	委員	機構事務局
<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成27年度第3四半期の契約における1者応札の状況について 2. 平成27年度第3四半期における1者応札・1者応募に関する点検について 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築工事において他の工事と比べ落札率が53.3%と低いものがあるが原因はあるか。 ・ 車両の購入で1者応札が多いが、特殊な車両を調達しているということか。 ・ 申請書の不備で欠格となったものが見られるが、どのような内容か。折角の応募がもったいないのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該工事は低入札調査対象となっていることから調査を実施しています。当該業者は解体工事を中心に受注しており、機械を自己で所有しておりリース料が不要なこと、処分材の受入先も継続取引により安価で受入れ可能であることなどの理由により、当該業者としては通常の価格で応札した結果とのことでした。 ・ 車両自体は一般的なものですが、無線機などの特殊部品を取り付ける面倒があったり、また、数年に1度程度しか調達がなれないことから業者登録をしていただけないという状況からと思います。 ・ 入札説明書には、申請書の差替え、再提出は認めないと記載しており、併せて、機構から求められる不足書面の補充や軽微な記載の加筆修正はこの限りでないと記載しています。書面不足で十分な確認ができない場合は補充を促しますが、資格確認のための書類が期限ぎりぎりでの提出も多く、審査までに揃えられないケースがあります。欠格とした場合は、その理由を文書で通知しています

第3 2回水資源機構契約監視委員会 審議概要

NO.2

	<ul style="list-style-type: none"> ・分析結果の中で土木工事要素が高いと判断されたため1者応札となったというものがあるが、件名で誤解を与えたということだと思うが、何か件名の付け方で指導とかはないのか。 ・今後の対応欄で「参加者の有無を確認する公募手続きにより発注する」というものと「・・・検討する」というものがあるが、違いは何か。 ・方法はわかったが、落札率を下げるという効果は生まれないと思うが。 ・1者応札を改善する努力はしているが、金銭的な評価も必要だと思う。金額の大きいものが1者応札になると件数をいくら改善しても金銭的な効果は少ない。金額の低いものがどれだけあって、金額の大きいものがどうなのかという状況も分析すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・件名の付け方は1者応札の改善を始めた頃から「その1」「その2」や「平成何年度」といった年度だけを変えるような継続性を思わせることはしないよう、実施内容を表す名称にするよう取り組んできましたが、時間がたっており再度周知の必要があるかもしれません。 ・「発注する」としているものは、昨年の委員会において、設備等の製造業者、製作者、納入者について、ノウハウの関係から他に実施できるものはないと考えられるとして、参加者有無の確認手続きでの発注を認めていただいた案件です。「検討する」としているものは、製造業者等が、今は手が空いていないが、関連会社なら同じノウハウをもっており、そちらと契約してほしいと言われるケースがあるため、そのような業者も今後、同様に参加者有無の確認の手続きをとらせていただきたいと考えている案件になります。 ・予定価格の決定方法は、一般競争と同じであり、見積書の提出を受けて決定しますので、随意契約と同じ考え方になると思います。 ・価格の大小と1者応札の関係も分析したいと思います。
--	--	--

第 3 2 回水資源機構契約監視委員会 審議概要

NO.3

	<ul style="list-style-type: none"> ・「工事の集中する時期」、 「技術者の確保が困難」というものは、時期をずらせば応札が可能と考えているということか。 ・業者の繁忙時期による調整というのは情報がないとなかなかできないのではないか。 ・維持管理を含めたパッケージの発注という議論があったと思うが進んでいるか。 ・全体のことで、参加条件をやむを得ず緩和したことで弊害は起こっていないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発注時期別に発注件数と工期末の関係を見ると、第 1 及び第 3 四半期は工期末を 3 月とする案件が多く、1 者応札も増加しています。第 2 四半期の発注は、3 月末を工期末としている案件が比較的少なく 1 者応札も少ない状況です。工期末を分散することにより改善の可能性はでてくるのではないかと考えます。 ・「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部改正」が行われ、施工時期の平準化という観点では、工事着手までに資材、労務確保の時間を設ける余裕工期の考え方があり、工事の着手時期を受注者が決められ、工期開始の前倒し、工期末の平準化につながるのではないかと検討しているところです。 ・管理制御設備工事などを新設する場合は、全て維持管理付きで 5 年契約等で実施しています。また、現在、ポンプ設備で維持管理付工事の実施を検討しています。 ・対策を始めた当初には技術的に未熟なあるいは公共事業になれていない業者対応で職員もだいぶ苦労しましたが、最近はあまり極端なものは聞きません。しかし、手がかかっているという実態もあろうかと思えます。
<p>3. 平成 27 年度第 3 四半期における随意契約に関する点検について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「工事請負契約の事務処理要領第 5 条」や「物品等の調達に関する契約事務処理要領第 4 条」といった条文の記載があるが、どのよ 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事・コンサルタント及び物品役務で、それぞれ随意契約とすることができる理由が記載される事務処理要領の該当条項の番号を記載していますが、委員の手元に当該要領がな

第3 2回水資源機構契約監視委員会 審議概要

NO.4

	<p>うな条文になっているか確認ができない。条文に該当するか確認する必要があるため、条項の抜粋でもかまわないので、用意してもらいたい。</p> <p>・「流出予測システム修理」が緊急随意契約となっているが、なぜ緊急に該当するのか。</p>	<p>いため今後は条文を用意します。</p> <p>・ダム管理所に設置する流出予測システムのハードが故障し、管理に支障が生じるため新たなハードを購入し、システムの設定、動作検証を行ったものです。</p>
--	---	---

○問い合わせ先

埼玉県さいたま市中央区新都心1 1 番地 2

ランド・アクシス・タワー内 電話 048-600-6500

水資源機構契約監視委員会事務局

技術管理室契約企画課長 田村 三明 (内線 2251)

技術管理室担当課長 足立 謙二 (内線 4631)